兵庫県公報

令和元年７月16日　火曜日　　第 23 号

発　行　人
兵　　庫　　県
神戸市中央区下山手通
５丁目10番１号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

（兵庫県民の旗＝県旗）

目　　　次

告　　示　　　　　　　　　　　　　　　　ページ

○ 令和元年度職業訓練指導員試験の実施（能力開発課）…… 1
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）…… 3
○ 同　　上（同）…… 3
○ 漁船保険の付保義務の消滅（水産課）…… 4
○ 同　　上（同）…… 4
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）…… 4
○ 同　　上（同）…… 4
○ 令和元年度地籍調査事業の実施（農地整備課）…… 4
○ 県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定及び関係書類の縦覧（同）…… 5
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）…… 5
○ 道路の位置指定（淡路県民局）…… 5

公　　告

○ 大規模小売店舗の廃止に関する届出（都市計画課）…… 6
○ 都市計画法第36条第３項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）…… 6

正　　誤

○ 平成19年10月19日付け兵庫県公報第1920号中 …… 6

告　　　示

兵庫県告示第225号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条に規定する令和元年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和元年７月16日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　免許職種、試験日時及び試験場所

区　　分			免許職種	試　験　日　時	試　験　場　所
学科試験	指導方法		全職種	令和元年９月20日（金） 午前11時から正午まで	兵庫県立のじぎく会館 神戸市中央区山本通４丁目22番15号
	関連学科	系基礎学科	和裁科	令和元年９月20日（金） 午後１時30分から午後２時30分まで	
		専 攻 学 科	和裁科	令和元年９月20日（金） 午後２時50分から午後３時50分まで	

なお、実技試験は実施しない。

２　試験の科目

免許職種	学　科　試　験　の　科　目
全職種	指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）

和裁科	１　指導方法（上記指導方法に同じ。） ２　関連学科 ⑴　系基礎学科 ア　裁縫知識（裁縫工程、裁縫用具及び見積り） イ　縫製法（縫製法及び縫製用材料） ウ　安全衛生（安全管理及び衛生管理） ⑵　専攻学科 ア　和裁法（裁縫工程、和服の種類及び裁縫法） イ　被服学（被服史、被服論、被服科学及び服装美学）

３　受験資格

⑴　和裁科

次のアからウまでのいずれかに該当する者で職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第46条の規定により実技試験の全部が免除されるもの

ア　法第44条第１項の規定による技能検定に合格した者

イ　規則第45条の２第２項及び同条第３項に規定する者

ウ　職業訓練指導員試験の受験資格を定める告示（昭和45年労働省告示第17号及び昭和63年労働省告示第38号）に規定する者

⑵　その他の免許職種

上記(1)のアからウまでのいずれかに該当する者で規則第46条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除されるもの

⑶　上記(1)及び(2)にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

ア　成年被後見人又は被保佐人

イ　禁錮以上の刑に処せられた者

ウ　職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から２年を経過しない者

４　合否判定基準

⑴　指導方法、系基礎学科及び専攻学科の全てについて満点の６割以上の得点があり、かつ、系基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて満点の５割以上の得点がある場合は、合格とする。

⑵　指導方法について満点の６割以上の得点がある場合（上記(1)に該当する場合を除く。）は、指導方法に限り合格とする。

⑶　系基礎学科又は専攻学科について満点の６割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて満点の５割以上の得点がある場合（上記(1)に該当する場合を除く。）は、当該学科に限り合格とする。

５　受験手続

⑴　受験申請書類

ア　受験申請書

イ　受験資格を証明する書類

⑵　申請書類の提出先

〒650-8567　神戸市中央区下山手通５丁目10番１号

兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課人材育成班

⑶　申請書類の提出期間

令和元年７月29日（月）から同年８月14日（水）まで

（受付は、午前９時から午後５時まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

なお、郵送による場合は、簡易書留とし、令和元年８月14日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。

⑷　受験手数料

3,100円

手数料は、兵庫県収入証紙を受験申請書に貼付して納付するものとする。

⑸　受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

６　合格発表

令和元年10月11日（金）に兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課入口に掲示するとともに県ホームページに掲載するほか、合格者に通知する。

７　その他

⑴　受験申請書は、兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課、各県民局・県民センター及び公共職業能力開発施設において配布する。

⑵　受験申請書の郵送を希望する者は、返信用封筒（角形２号）（宛先を明記の上140円分の切手を貼る。）を添えて、兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課に申し込むこと。

⑶　受験についての問合せ先

兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課人材育成班

電話（078）362－3369（直通）

兵庫県告示第226号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和元年７月16日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　保安林予定森林の所在場所

美方郡香美町村岡区用野字中ケ平309の１、319から327まで、字ヨコケ平404、406、453、字向田454、字家ノ脇547の１

２　指定の目的

土砂の流出の防備

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中ケ平321（次の図に示す部分に限る。）、字ヨコケ平453（次の図に示す部分に限る。）、字向田454、字家ノ脇547の１（次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第227号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和元年７月16日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　保安林予定森林の所在場所

美方郡新温泉町正法庵字カシアテ８の１、８の２、字前中42から45まで

２　指定の目的

水源の涵（かん）養

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第228号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の２第１項第１号の規定により、次の加入区については、平成27年兵庫県告示第595号（漁船保険の付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、令和元年７月24日限りで消滅する。

令和元年７月16日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

赤穂市加入区

兵庫県告示第229号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の２第１項第１号の規定により、次の加入区については、平成27年兵庫県告示第608号（漁船保険の付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、令和元年７月30日限りで消滅する。

令和元年７月16日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

津名加入区

兵庫県告示第230号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の２第２項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第１項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、令和元年７月25日から発生する。

令和元年７月16日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

赤穂市加入区

兵庫県告示第231号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の２第２項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第１項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、令和元年７月31日から発生する。

令和元年７月16日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

津名加入区

兵庫県告示第232号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第６条の４第１項の規定により、令和元年度の地籍調査事業を次のとおり実施する。

令和元年７月16日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　事業計画が定められた年月日
　平成31年４月１日
２　調査を行う者の名称
　兵庫県
３　調査地域

尼崎市のうち大高州町、神崎郡神河町のうち新田、越知、猪篠、川上、岩屋及び根宇野、相生市のうち矢野町二木及び矢野町真広、宍粟市のうち千種町岩野辺、千種町黒土及び千種町河内、佐用郡佐用町のうち本位田、豊福、下秋里、上秋里、下三河及び末廣、豊岡市のうち出石町福見、但東町西谷、竹野町小城及び城崎町楽々浦、美方郡香美町のうち小代区新屋、小代区佐坊、香住区余部及び村岡区大糠、美方郡新温泉町のうち千谷及び浜坂、朝来市のうち生野町栃原、生野町上生野、生野町円山、和田山町安井、和田山町岡、和田山町内海、和田山町殿、山東町矢名瀬町、山東町大垣、山東町滝田、山東町粟鹿、山東町迫間、山東町小谷、上八代、多々良木、立野及び佐嚢並びに養父市のうち八鹿町石原、八鹿町坂本、八鹿町岩崎、八鹿町小佐、八鹿町三谷、八鹿町青山、稲津、森、畑、奥米地、建屋、能座、大屋町加保、大屋町蔵垣、大屋町宮本、大屋町夏梅、三宅、大谷、出合及び吉井

４　調査期間

平成31年４月から令和２年３月まで

兵庫県告示第233号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の４第１項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急耐震工事計画を令和元年７月３日に定めたので、緊急耐震工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができる。

令和元年７月16日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

事　業　名	地　区　名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	門前地区（門前池）地区	令和元年７月16日から 同　年８月５日まで	南あわじ市役所

兵庫県告示第234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和元年７月16日から供用を開始する。

その関係図面は、令和元年７月16日から２週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年７月16日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道 村岡竹野線	豊岡市竹野町河内字ホフキ山491番１から 同　市竹野町河内字ホフキ山491番１まで	旧	5.0から 9.0まで	40.0	
		新	5.0から 15.0まで	40.0	

兵庫県告示第235号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和元年７月16日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

指定番号	指定年月日（令和年月日）	位　置	幅員（メートル）	延長（メートル）
第R01淡路位置0005号	1.7.4	洲本市宇原字中原2302番の一部	6.10	42.45

公　　告

大規模小売店舗の廃止に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第５項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

令和元年７月16日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

名称　ホームセンターコーナン今宿店

所在地　姫路市東今宿一丁目２番１号

２　大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

2,900平方メートル

３　大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

０平方メートル

４　大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

令和元年５月27日

５　届出年月日

令和元年６月19日

都市計画法第36条第３項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年７月16日

兵庫県知事　井　戸　敏　三

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

たつの市龍野町富永字南野神434番１の一部、434番３、434番４、435番１、435番４、435番５、440番１、440番２、441番１、441番２、442番１から442番４まで、443番１の一部、443番２の一部、434番３地先里道、440番１地先水路

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市中地南町82番地の１

オーエイハウジング有限会社　代表取締役　横　山　英　人

３　許可年月日及び許可番号

令和元年５月31日

兵庫県指令中播（姫土）（建）第１―20―２号（30たつの）

正　　誤

○平成19年10月19日付け（兵庫県公報第1920号）

兵庫県告示第1064号（土砂災害警戒区域の指定）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
15	上から５	河内(3)Ⅲ	忍辱Ⅲ
15	上から９	河内(5)Ⅲ	御室(2)Ⅲ
15	上から10	神崎郡市川町下牛尾	神崎郡市川町上瀬加
15	上から13	河内(4)Ⅲ	御室(1)Ⅲ
15	上から14	神崎郡市川町下牛尾	神崎郡市川町上瀬加

31企　P1-001　A4